

小代中学校いじめ防止基本方針

香美町立小代中学校

(令和7年4月3日改訂)

I 学校の方針

校訓「自主・勤勉・協同」のもと、学校経営方針として、生命尊重の精神を基盤とした教育、確かな学力を身につける教育、「夢」や「目標」をもち、困難に負けずやり遂げる力を培う教育をめざし、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実したさまざまな活動に取り組むことが出来るよう、いじめの防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針を定める。

2 基本的な考え方

本校は、全校生徒27名の小規模校である。温和で純朴な生徒が多く、落ち着いた態度で学校生活を過ごしている。また、3世代同居の家庭が多く小学校中学校・地域が一体となったスポーツフェスティバルを実施するなど、ふるさとを大切にする地域もある。

いじめについては、すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持ち、小規模校の利点を生かし、平素より教師集団が、個々の生徒たちの学校生活や家庭生活の状況を機敏にキャッチし、生徒の微妙な変化に対応し、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校作りを推進するため、以下の体制を構築しいじめの防止を推進する。

3 いじめ防止等の指導体制など

(1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理などに関する専門的な知識を有するその他関係者による日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチックリストを別に定める。

(2) 未然防止等の指導体制

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係わる教職員の資質向上を図る校内研修など年間の指導計画を別に定める。

(3) いじめを認知したときの組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合と認めるとき」、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、町教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、これまでにも情報発信に努めてきた。いじめ防止などについても、地域と共に取り組む必要があるため、策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校運営協議会やPTA総会をはじめ、学級懇談会、三者懇談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して、保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止など実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止などに取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止などについて生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者など地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。